

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380088

研究課題名(和文) 東アジアにおける新しい社会内処遇の動向

研究課題名(英文) Movement on New Community-based Treatment in East Asia

研究代表者

本庄 武 (Honjo, Takeshi)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60345444

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、東アジア諸国において、犯罪者の社会内処遇への関心が高まっていることに着目し、その要因を探ったものである。

研究の結果、各国における社会内処遇への関心の高まりは異なる背景を有しており、韓国では社会防衛的側面が、台湾では過剰収容対策の側面が、日本では社会内で有効な処遇を展開することによる再犯防止が目指されていることが判明した。その結果、各国が力点を置く社会内処遇の内容にも違いがみられるものの、犯罪者の社会復帰のための有効な働きかけとして行われるべきことには共通性がみられることも分かった。

以上の分析視点に基づいて、近時の日本の社会内処遇の諸問題について各論的な検討を行った。

研究成果の概要(英文)：This study considers the reason that East Asian countries have common interests about community-based treatment against offenders.

The phenomenon of rising interests about community-based treatment has unique background in each country. Each country has its own expectation about community-based treatment. The perspective of social defense seems strong in South Korea. Taiwan is interested in relaxation of overcrowding in prison. Japan tries to prevent re-offending through valid treatment. As a result, the contents of community-based treatment are different in three countries. On the other hand, it is interesting that the approach to offenders' reentry has common aspects.

Based on this analysis perspective, we consider several problems about the recent Japanese community-based treatment.

研究分野：刑事法

キーワード：社会内処遇 更生保護 保護観察

1. 研究開始当初の背景

2013年6月に刑法の一部改正法等が可決され、刑の一部の執行猶予制度及び社会貢献活動が新たに導入されることが決まった。前者は2016年6月までに、後者は2015年6月までに施行されることとなっている。これらは、刑事施設入所当初から出所後に一定の社会内処遇期間を予定していたり、特別遵守事項として社会に貢献する活動が義務付けられたりと、従来の日本では見られなかった新しい社会内処遇である。また起訴猶予時に処分保留として更生緊急保護を活用する方策も実施されるようになってきており、電子監視に関しては法務省で研究が進められているなど、さらなる動きも活発である。

このように社会内処遇を強化する動向は世界的なものである。東アジアにおいても、台湾は緩起訴制度、条件付き執行猶予制度により、被害者への賠償、社会奉仕活動、治療処分受講など様々な条件を付したダイヴァージョン施策が展開され、また性犯罪者を対象とした電子監視も実施されるに至っている。また韓国においても、善導処分付き起訴猶予があるほか、執行猶予の際に保護観察だけでなく社会奉仕命令や受講命令を付すことが可能となっている。さらに性犯罪者を対象として実施されてきた電子監視は、殺人等他の重大犯罪をも対象とするに至っている。こうした新しい社会内処遇は、対象者の自立更生を重視してきた伝統的な保護観察のあり方を対象者のリスク管理の方向に変容させる可能性があり、その功罪についての検討の必要は高い。

以上のような問題意識に基づいて、本研究を開始した。

2. 研究の目的

本研究は、東アジア地域に属する日本、台湾、韓国において続々と登場しつつある新しい社会内処遇制度について、国際共同研究を実施することにより、それぞれの制度の比較法的特色を明らかにすると共に、今後の進むべき方向性を提言することを目的とするものであった。

具体的には、裁判所における処遇選択の場面と官民の処遇の担い手により実際に処遇が実施される場面について、制度の理念と実際に果たしている機能の両面から多角的に検討を加えることにより、当該制度の特色を明らかにし、また今後の進むべき方向性を提言することを目指した。

3. 研究の方法

本研究は、東アジア地域を対象とする新しい社会内処遇の国際共同比較研究であり、各国の状況について、研究協力者がそれぞれ国内調査を実施し、その成果を国際学会で発表する形式をとった。

国内調査としては、文献調査及び各地の施設の訪問調査、実務家との意見交換を実施し

た。

また国外調査として台湾の社会内処遇の実態について調査を行った。

研究成果は論文及び学会発表の形で公表した。

4. 研究成果

(1) 東アジア各国における社会内処遇充実の背景

現在、日本、韓国、台湾の各国はいずれも社会内処遇制度に注目が集まっている。各国が、共通して再犯防止に力を入れるようになっていくことがその理由である。しかし、なぜ再犯防止が重要かという点に目を転じると、各国の有する背景は異なっている。

韓国では性犯罪者に対して長期間の電子監視がなされ、それが殺人犯などにも拡大するなど、社会防衛の色彩が前面に出ている。しかも、その刑事政策的合理性は疑わしく、ポピュリズムの色彩が強い。

台湾では、社会内処遇を強化することで拘禁人口を減少させることが期待されており、執行猶予や起訴猶予に損害賠償や無償労働などの条件を付すことができるようになっていく。

それに対し日本では、刑の一部執行猶予が導入され、出所者により長期間の社会内処遇を施すことが可能になったが、拘禁人口が増加しているわけではなく、あくまでの従来の仮釈放では更生にとって不十分であるとの認識のもと、社会内処遇の実効性を高めることにより再犯防止につなげることが目指されている。また特別遵守事項として設定できるようになった社会貢献活動についても、諸外国の社会奉仕命令とは異なり、あくまでも改善更生にとって特に必要とされる場合に設定されるという意味では、社会内処遇をより実効的なものとするに狙いがある。

このように背景が異なる結果、社会内処遇の重点も異なってくることになる。韓国型においては、社会内処遇は厳しいものであることが求められ、社会的排除が発生することが懸念される。それに対して台湾側では、運用の実態としては被害者への損害賠償や公益団体への寄付が主たるものとなっており、再犯防止の実効性よりは、施設に収容することなく一定の贖罪を行わせることで刑事責任を果たさせることが重視される。日本型では、社会内処遇の実効化することが目指されているものの、保護司による援助的な側面が強い更生保護の伝統を踏まえたものであるため、必ずしも監視措置を強化することにつながっておらず、むしろ地域資源との連携を強化することで、更生のための働きかけが強化されている。

他方で、社会内処遇のうちとりわけ民間団体と連携して行われる出所者等の支援に関しては、各国とも共通の土台を有している。特に支援の担い手としては、宗教団体の影響が大きい。当事者の主体性を尊重し、それを

引き出すような支援が有効であることは、国を問わず言えることである。

(2) 更生保護と地域社会の関係

社会内処遇を実効化するうえで重要なのは、地域社会と良好な関係を保つことである。

日本の場合は、住宅街にあることが多い更生保護施設は民間との良好な関係を保つ必要が特に強い。しかし、国立の更生保護施設である自立更生促進センター構想が持ち上がった際は各地で激しい反対運動が起き、建設が断念された地域があり、また開所にこぎつけたところでも地域との関係には特に配慮がされている状況にある。また更生保護施設の建て替えを契機に、反対運動が起き、移転を余儀なくされたところもある。住民運動が起きた場合には、入所者の罪種を制限するなどの協定が結ばれたり、定期的な協議会を開催して住民代表に施設概況を報告することになることが多い。他方で、古くから存在している更生保護施設の場合、地域から信頼を得て、厳しい制約を課せられることなく運営できているところもある。

このような地域との関係性は、出所者等が身近に存在していることが、普段いかに近隣住民に意識されていないかを示している。実態としては違いがないにもかかわらず、いったん更生保護施設がどういう施設であるかを知ってしまうと不安が駆り立てられてしまう。

こうした状況を改善する一つの方法は、更生保護施設のリスクを正確に知らせることにより、地域住民に冷静な対応を促すことである。反対運動の先頭に立つ住民は、地域のことを真剣に考えている人たちである。更生保護施設の利用者の犯罪リスクは必ずしも高くないことや、社会的意義のある施設を有することの意義を理解すれば、強いて反対しないという態度が変わったり、むしろ施設をサポートする存在に変わることもさえる。また、雰囲気によって運動に参加していた人の中には、施設ができてしまえば再び無関心に回帰する人も多い。更生保護施設を地域に理解してもらうためには多大なる努力が必要であるが、決して不可能ではないように思われる。

他方で反対運動を克服するために、一定の犠牲を払わざるを得ない。帰住先を持たない一定罪種の出所者は更生保護施設に受け入れられなければ、満期で出所し、社会のどこかで不安定な暮らしを送らざるを得ない。それはむしろ再犯リスクを高めることになる。受け入れ対象者を施設の判断で自由に決められる場合であっても、そもそも民間の施設である以上、施設自身の判断で受け入れないと判断される出所者等がいることも事実である。

更生保護は今まで対象にしてこなかった、自立生活を送るのに困難を抱える出所者等を対象としつつある。そうした人たちに対し

てどのような更生保護が可能かは、今後検討していかなければならない大きな課題である。

(3) 刑の一部執行猶予制度についての検討

運用が開始された刑の一部執行猶予制度は、主として全部執行猶予歴のある薬物事犯者を対象として、刑期の3分の1を2年程度猶予する例が多い。

こうした運用は、実刑の一種としてこの制度を理解し、長期間の社会内処遇期間を設定しなければ更生が難しいものの、現在の社会内処遇の資源を活用すれば、再犯防止が期待できるような対象者に対してこの制度を用いるべき、との提言に沿っているように見える。

しかし、制度はいくつかの問題を抱えている。まずこの制度は判決時に選択されるにもかかわらず、判決前調査制度が導入されなかったため、対象者を的確に選別することに難がある。そのため典型的に対象者を選別せざるを得ない。しかも、いったん受刑生活を送った後にその対象者の出所後の生活環境に変化が生じ、適格性を欠くに至っても、判断を変更することができない。そのため、この制度が実際には、典型的判断になじむ薬物事犯者だけに用いられる傾向がある。それでは再犯防止策としての有効性には限界がある。

また、出所者の再入所率はあまりにも高く、刑事施設収容そのものが最大の更生阻害要因であるという現実を踏まえると、社会内処遇の最大の課題は、出所者の社会内処遇を充実させることではなく、いかにして拘禁そのものを回避しつつ、実効的な社会内処遇を展開するかにあるといわざるを得ない。にもかかわらず、この制度には、拘禁回避の視点はない。仮に、刑の一部執行猶予の対象者が、従来実刑相当と判断されてきた人だけに限られるとしても、この制度が執行猶予中の再犯者に対し再度の執行猶予を付すという従来からほとんど認められてこなかった運用が拡大することに、マイナスの効果を及ぼすおそれは否定できない。そこでこの制度を、早期の社会内処遇への移行を可能にすることで、拘禁の弊害を軽減するものと位置づけたうえで、あるべき運用のあり方を検討することが必要になってくる。

(4) 実効的な社会内処遇のあり方

現在注目されているのは、障害者や高齢者を対象とした福祉との連携である。しかしこれには、対象者のよき人生を支援することを任務とする福祉に再犯防止の任務を担わせ、変質させてしまうおそれが付きまとう。そこで、刑事施設の出所者への出口支援は拘禁刑の弊害を除去するという観点から国に義務付けられた支援提供措置として、また起訴猶予と関連付けられた入口支援については、起訴して引き続き自由を拘束することがやむを得ないことが示されない限り、自由に生活

できる権利があるのだと観念することにより、対象者の自律性を確保することが必要である。

就労支援に関しては、漸次充実していつているが、雇用者への支援しかないという点に大きな限界がある。就労を希望するものの前歴の開示を望まない本人にとっても使いやすい制度が構築されることが望まれる。

他方で、少年である対象者の場合は、子どもの貧困が進行する中で、成人よりもむしろ深刻な問題を抱えている場合が多い。従来の更生保護は少年と成人を区別することなく、制度を運用してきた。しかしながら近時は、専門的処遇プログラムや刑の一部執行猶予など原則として少年を対象としない施策が脚光を浴びており、社会貢献活動の導入を除けば、少年については伝統的な保護観察がなされている現状にある。しかし今後は、少年の抱える問題の特有さ、深刻さ、さらには少年司法の理念が成人を対象とする刑事司法とは異なっていることからすれば、少年に独自の更生保護のあり方を自覚的に検討していかなければならない。

それに関連して、従来少年に対して行われてきた社会参加活動をモデルとして遵守事項化した社会貢献活動は、創意工夫の中で発展してきた社会参加活動のうち、社会貢献の側面があるものだけを重視することにつながり、社会参加活動の実効性を妨げることにならないかが懸念される。確かに社会貢献活動が、とりわけ少年に対しては効果を有する場合があることは否定できない。しかしそうであれば特別遵守事項として義務付けずとも、保護観察を行う中でその少年に適した活動を適時に選択することの方が望ましいように思われる。

支援の担い手のすそ野を拡大することも必要である。従来型の官の業務を補完したり代替したりする役割を担う民間協力者だけでなく、社会福祉法人、NPO 法人など犯罪行為者支援を専門にしているわけではない担い手といかに連携していくかが今後の課題である。その連携を通じて、当事者が社会内における居場所を見出し、当事者が社会で積極的な貢献をしていることを実感する機会を多く提供することが、社会内処遇を実効化することにとって決定的に重要である。

(5) まとめ

以上のように、本研究では東アジアの近隣諸国との比較を通じて、日本の社会内処遇の特色を浮き彫りにし、それを踏まえて、近時の様々な施策について検討を加えた。日本の社会内処遇は、対象者の自立生活に向けた支援に重点を置く更生保護という理念を重視してきた。今後、社会内処遇が、その長所を活かしつつ、時代の変化に応じた制度へと進化していくことが望まれる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計14件)

本庄武、最近の刑事立法は何を実現しようとしているのか、浜井浩一ほか(編)『シリーズ刑事司法を考える第6巻・犯罪をどう防ぐか』(図書所収論文)岩波書店、査読なし、2017、印刷中

本庄武、当事者による薬物乱用防止教育の可能性、刑政、査読なし、128巻5号、2017、86-87

高橋有紀、刑の一部の執行猶予をめぐる議論と実務、犯罪と刑罰、査読なし、26号、2017、101-123

本庄武、日本の少年司法、山口直也(編)『新時代の比較少年法』(図書所収論文)成文堂、査読なし、2017、231-263

本庄武、刑務作業、朴元奎・太田達也(編)『リーディングス刑事政策』(図書所収論文)法律文化社、査読なし、2016、230-242

本庄武、刑務所医療、刑法雑誌、査読なし、54巻3号、2015、524-529

高橋有紀、保護観察対象者の分類における「正確さ」、罪と罰、査読なし、52巻4号、2015、68-78

本庄武、南元英夫、古田康輔、野村恭代、高橋有紀、更生保護と地域社会、日本犯罪学会第42回報告要旨集、査読なし、2016、18-24

高橋有紀、日本社会における「犯罪をした人」に対する支援の担い手、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、査読あり、5号、2015、37-51

本庄武、ソーシャル・インクルージョンと犯罪行為者の就労支援、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、査読あり、5号、2015、74-92

高橋有紀、刑の一部の執行猶予判断における刑事責任の位置づけに関する考察、一橋法学、査読あり、14巻1号、2015、211-237

本庄武、日本の少年司法の現状と課題、比較法研究、査読なし、76号、2014、186-193

本庄武、書評・小長井賀與著『犯罪者の再統合とコミュニティ 司法福祉の視点から犯罪を考える』、犯罪社会学研究、査読なし、39号、2014、101-103

本庄武、刑事司法の中での少年法の理念、法学セミナー、査読なし、714号、2014、

〔学会発表〕(計6件)

本庄武、福祉的ニーズを有する犯罪者の社会復帰支援を巡る自律と保護、2016年度民主主義科学者協会法律部会学術総会全体シンポジウム、2016年11月26日-27日、早稲田大学(東京都・新宿区)

本庄武、脳科学・神経科学が実体法に与える影響、日本犯罪社会学会第43回大会テーマセッションA、2016年10月29日-30日、甲南大学(兵庫県・神戸市)

本庄武、更生保護と地域社会、日本犯罪社会学会第42回大会、2015年11月21日、桐蔭横浜大学(神奈川県・横浜市)

高橋有紀、更生保護における「地域のチカラ」と「あるべき立ち直り方」、日本犯罪社会学会第42回大会、2015年11月21日、桐蔭横浜大学(神奈川県・横浜市)

本庄武、「刑の一部の執行猶予」と処分選択の原理、第6回アジア犯罪学会、2014年6月28日、大阪商業大学(大阪府、東大阪市)

高橋有紀、更生保護制度の変化が更生保護制度の担い手に与える影響、第6回アジア犯罪学会、2014年6月28日、大阪商業大学(大阪府、東大阪市)

6. 研究組織

(1)研究代表者

本庄 武 (HONJO, Takeshi)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60345444

(2)研究分担者

高橋 有紀 (TAKAHASHI, Yuki)
福島大学・行政社会学類・准教授
研究者番号：00732471